



COP24の結果について 〜緩和・透明性・市メカを中心に〜

平成31年1月 環境省地球環境局

国連気候変動枠組条約第24回締約国会議(COP24) 結果概要

(1)パリ協定の実施指針の採択

- ■パリ協定の精神に則り、二分論によることなく、すべての国に共通に適用される実施指針を採択。
- ■緩和(2020年以降の削減目標の情報や達成評価の算定方法)、透明性枠組み(各国の温室効果ガス排出量、削減目標の進捗・達成状況等の報告制度)、資金支援の見通しや実績に関する報告方法などについて規定。
- ■市場メカニズム(二国間クレジット制度(JCM)等の取扱い等)については、根幹部分は透明性枠組みに盛り込まれた。なお、詳細ルールは次回COPにおける策定に向けて検討を継続。
- ■我が国は、COP議長や主要国など13か国及びEUとのバイ会談等を積極的に実施するとともに、 パリ協定の実施指針採択に向けた議論に積極的に参加し、先進国と途上国の二分論の回避 に貢献。

(2) 日本の取組をアピール

■4年連続の排出削減、衛星「いぶき」による世界の排出量把握への貢献、「地域循環共生圏」の構築などを、政府代表演説、タラノア対話、バイ会談など**あらゆる機会で発信**。日本の取組や技術について高い評価を受けた。

COP24の結果:緩和

■ 結果概要

1/CP21パラ26,28,31のマンデートに基づき、全ての国に適用され緩和に限定した下記を決定。

- ✓ 各国の削減目標(NDC)の理解に必要な、各国に提出が義務付けられる情報(目標、期間 や基準年における定量データ等)を規定(各NDCに当てはまる情報のみ提出)。
- ✓ NDCの達成評価に関し、温室効果ガス排出量・除去(吸収)量の算定(アカウンティング)を 行う際に従うべき原則を規定。

■ CMA決定文の主な内容

(指針の適用時期関係)

- ✓ 2020年までにNDCを提出・更新する際に、合意された情報の指針に基づく情報の提出を強く推奨、第2回目以降のNDC提出時は同指針に基づく情報の提出を義務付け。
- ✓ 2回目以降のNDCのアカウンティングの際に、アカウンティング指針の適用を義務付け。 (アカウンティング)
- ✓ 13条のガイダンスに沿って、体系化された要約(structured summary)を含む同条の隔年 透明性報告を使ってアカウンティングすることを義務付け。
- ✓ アカウンティングの際に、二重計上防止を確保することを義務付け(6条を意識したもの)。 (その他)
- ✓ 4条実施のためのキャパシティビルディングの支援について再確認・強調するとともに、関係資金メカニズム等にマンデートの範囲内で支援継続を推奨。
- ✓ NDCに緩和以外の要素を含むことは可能、適応を含む際は適応報告書の指針に留意。
- ✓ NDCの特徴はパリ協定に規定されていることに留意しつつ、2024年に再検討する。

COP24の結果:緩和

- 指針(Annex I(情報)・II(アカウンティング))の主な内容
- (情報の指針)・・・下記情報をNDC提出の際に提示する
- ✓ 定量情報(基準年・参照年、及びこれらの年における排出量等定量情報、定量化目標、定量化に使われた・データの情報源等)
- ✓ NDCの期間(期間(開始と終了年)、単年又は複数年目標等)
- ✓ スコープ(目標の概要、セクター、ガス、カテゴリー、吸収源 等)
- ✓ 前提条件と方法論的アプローチ(前提条件と方法論的アプローチ、既存の方法論を活用する場合の説明、IPCCの方法論の活用、土地分野を含むセクター・カテゴリー・活動ごとに特有の前提条件・方法論的アプローチ等、6条の活用を含むその他情報等)
- ✓ NDCの計画プロセス・公平性と野心の考慮(国内の策定プロセス、公平性(衡平性含む)と 野心の考慮、2度目標等との関係性 等)

(アカウンティングの指針)・・・下記内容に従ってアカウンティングを行う

- ✓ 排出量・除去量の方法論(IPCCガイドラインに沿うこと、これまでに条約下(※京都議定書 含む)で定められている既存方法論を使う場合の説明、自然攪乱・木材伐採製品・森林の 齢級構成影響を考慮した場合のアプローチの説明 等)
- ✓ 方法論の一貫性確保(スコープ・定義・方法論等の一貫性の確保、温室効果ガスのインベントリーとの整合性の確保、排出量・除去(吸収)量予測の過剰・過小評価の防止等)
- ✓ アカウンティング対象(NDCに含まれる全ての排出量・除去量の分野をアカウントすること、 全ての分野を含めるよう努力すること、除外する分野がある場合の説明 等)

COP24の結果:透明性

■ 結果概要

パリ協定及びCOP21決定により、パリ協定に基づく透明性報告(BTR)の内容、技術専門家レビューの実施方法、能力が不足する途上国への柔軟性付与等ついて決定。

- COP決定文の主な内容(透明性関係)
- ✓ 最後のBR(先進国の隔年報告書)は2022年まで、最後のBUR(途上国の隔年更新報告書) は2024年までに提出。
- ✓ 条約下のNCとパリ協定に基づく透明性報告は、統合してひとつにまとめて提出可。
- CMA決定文の主な内容
- ✓ 最初のBTRは、すべての国が遅くとも2024年12月31日までに提出。
- MPGsの主な内容

(イントロダクション)

✓ 柔軟性を使用する場合、能力の不足の改善に関するタイムフレームを説明。

(国別インベントリー報告)

- ✓ 2006年ガイドラインの使用が義務(柔軟性付与無し)。
- ✓ インベントリーにおいて、柔軟性が付与された項目は、主要カテゴリー分析、不確実性評価、完全性の評価、品質保証/品質評価、対象ガス及び時間軸(1990年からの毎年のデータを報告するとして、柔軟性付与の場合、2020年以降毎年のデータを提供。また、直近念については、提出年の2年前までのデータを提出することを基本とし、柔軟性付与の場合は、3年前までのデータを提出。)。

COP24の結果:透明性

(NDC進捗確認・達成のために必要な情報)

- ✓ 各国は、NDCの進捗評価に必要な指標(indicators)を特定し、かつ、情報を提供する義務。
- ✓ 市場メカニズムに関する報告内容が明記(詳細は市場メカニズムのスライド参照)。

(適応に関する情報) ※任意の提出。また、技術専門家レビューの対象外。

✓ 気候変動影響及び適応に関して各国が報告すべき項目(国内状況、制度的取り決め、法 的枠組み等)を決定。関心国(Each interested Party)は、ロスダメの情報についても報告。

(提供した支援(資金、技術移転、能力開発)に関する情報)

✓「先進国」は提供した支援について報告する義務があり、「支援を提供したその他の国」に ついてはshould規定。

(受領した支援(資金、技術移転、能力開発)に関する情報)

- ✓ 途上国が、受領した支援について報告すべき項目が定められた。(should規定)。
- ✓ 報告する項目のなかには、「期待される使用、影響及び見積もられる結果」が含まれる。

(技術専門家レビュー(TER)・短国感検討(FMCP))

- ✓ 実施方法は、集中審査、訪問審査、机上審査、簡易審査。訪問審査の実施は、(a)最初の BTR、(b)10年のうち最低2つのBTR(NDCの達成報告を含む)、(c)TERで推薦されたBTR、 (d)TERの対象国が要求したBTR、について義務。柔軟性を付与する場合、訪問審査は推奨。
- ✓ 多国間検討は、TERのレポートが公表され次第、可能な限り早く実施される。

COP24の結果:市場メカニズム

- 透明性枠組み(13条)において、NDCの実施及び達成に関する進捗報告として、市場メカニズムに関する報告内容が明記される(FCCC/CP/2018/L.23)
 - ✓ NDCの達成又はそれ以外の緩和目的(例:国際民間航空機関ICAOにおける排出削減制度等)にクレジットを活用する国は、構造表(Structured Summary)にて報告。
 - ✓ NDCでカバーされる排出・吸収量に対して<u>移転した最初のクレジット量を加算し、使用したクレジット量を減算する相当調整(Corresponding Adjustment)を反映した排出量バランス(Emission Balance)を報告</u>
 - ✓ 市場メカニズムがどのように持続可能な開発を促進し、ガバナンスを含む環境十全性及び透明性を確保し、二重計上防止に向けた確固なアカウンティングについて報告
- 市場メカニズム(6条)について、COP24中に検討した決定文書案を考慮に入れつつ、COP25において採択を目指すことが要請される(FCCC/CP/2018/L.28)
 - ✓ 特に論点として残っているのは、6条4項メカニズムの制度内容、京都メカニズム取り 扱いや単年目標と複数年目標におけるクレジットの二重計上防止など。

COP24の結果:日本の取組の発信

(2) ハイレベル・イベント等を通じた我が国の取組の発信

■ タラノア対話への貢献

※タラノアとは、COP23議長国であるフィジーの言葉で、包摂性・参加型・透明な対話プロセスを意味する。

- ▶我が国からは、原田環境大臣が出席し、
 - ① <u>日本が「環境と成長の好循環」を実現する世界の</u> モデルとなること、
 - ②<u>温室効果ガス観測技術衛星「いぶき2号」をはじめ、日本が世界の気候変動対策に積極的に貢</u>献していること、
 - ③日本が<u>4年連続で温室効果ガス排出量を削減</u>したこと、

等のメッセージを発信した。

【タラノア対話に関するCOP決定】

"締約国に、NDCの準備やプレ2020の取組に当たって、タラノア対話の結果やインプットを検討するよう要請する。"

■ ジャパンパビリオンにおいて、先進的な取組や技術をパネル、映像、模型等を活用して発信。また、連日、我が国の取組や貢献を紹介するイベントを多数開催。



タラノア対話の閣僚級円卓会議



ジャパンパビリオン



サイドイベント例:脱炭素化時代の都市と地域

SDGsのローカライゼーションと都市と地域における環境・社会・経済のあり方 - 地域循環共生圏

- ◆ 日時 2018年12月10日(月)10:00~11:15
- ◆ 共催 環境省、イクレイ 持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会
- ◆ 登壇都市 <日本> 長野県(中島副知事)、横浜市(小林副市長)、板橋区(坂本区長) <海外> ボン市(アショク市長・イクレイ会長)、トゥルク市(リスト開発マネージャー)

地域循環共生圏の考え方を広く共有し、関連する都市の取組に関して意見交換したもの。 登壇都市は地域循環共生圏に関連する取組を紹介。

【ポーランド環境省次官】地方と都市のつながりは重要であるが、これまでの政策に組み込む ことをしてこなかった。地域循環共生圏の考え方はポーランドでも有効。

【イクレイ東アジア事務局】中国の都市はゴミ問題や大気汚染問題に悩まされており、これらの対策として循環経済に強い関心を持っている。地域循環共生圏のように、循環経済・低炭素社会・自然との共生、を総合的に捉えていく必要性を強く感じている。特に、2020年にはCBD-COPが北京で開催されることから、今からこのような考え方を基に都市間で連携強化を行っていく事は重要。





JAPAN